

- ◆ 1面
● 投票できる方
- ◆ 2面
● 期日前投票のご案内
- ◆ 3面
● 投票所での新型コロナウイルス感染症対策
- ◆ 4面
● 不在者投票のご案内

みんなで決めよう! 東京の未来を。

投票日
7月5日 

東京都知事選挙

【告示日6月18日】 投票時間は午前7時～午後8時です

区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします。(詳しくは、3面をご覧ください。)

投票できる方

○新宿区で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和2年3月17日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和2年6月17日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

○前住所地で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、「(都内の)前住所地の区市町村」で投票できます。**(注1)**

- (1) 前住所地が**都内**であること。
- (2) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (3) 令和2年3月18日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (4) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。

※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「**選挙用住民票(無料)**」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行します。

○都外から転入した方

令和2年3月18日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。

○新宿区から都内に転出した方・する方

(1) 令和2年3月18日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません。)

(2) 令和2年3月5日～令和2年3月17日の間に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。**(注2)**

(3) 令和2年3月4日以前に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注2)

新宿区で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新住所地で発行する「**選挙用住民票(無料)**」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

○都外に転出した方・する方

令和2年6月18日までに「都外」へ転出した方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。但し、令和2年6月19日以降に都外へ転出する場合は、**転出する日までの間、期日前投票をすることができます。**

○新宿区内で転居された方

(1) 令和2年6月5日(金)までに区内で転居の届出をされた方

新住所の投票所で投票してください。

(2) 令和2年6月6日(土)以降に区内で転居の届出をされた方

旧住所の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票日当日(7月5日)に投票される場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます**【2面を参照】**。

投票所整理券

6月18日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえ、お間違えのないようお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。



なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では、以下の投票所が変更になります。投票所整理券でご確認ください。

■ **第48投票区**…工学院大学新宿校舎から

新宿ファーストウエスト(西新宿1-23-7)へ変更となります。
(旧淀橋第二小学校)

選挙管理委員会公式ツイッターのご案内

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、東京都知事選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)

URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



携帯電話用
QRコード

期日前投票の積極的なご利用をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をぜひご利用ください。また、投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方も期日前投票ができます。

期日前投票のご案内

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

| 期日前投票所名 | 所在地 | 期間 |
|-----------|------------|------------------|
| 区役所第一分庁舎 | 歌舞伎町1-5-1 | 6月19日(金)~7月4日(土) |
| 四谷特別出張所 | 内藤町87 | 6月28日(日)~7月4日(土) |
| 笹笥町特別出張所 | 笹笥町15 | |
| 榎町特別出張所 | 早稲田町85 | |
| 若松町特別出張所 | 若松町12-6 | |
| 大久保特別出張所 | 大久保2-12-7 | |
| 戸塚特別出張所 | 高田馬場2-18-1 | |
| 落合第一特別出張所 | 下落合4-6-7 | |
| 落合第二特別出張所 | 中落合4-17-13 | |
| 柏木特別出張所 | 北新宿2-3-7 | |
| 角筈特別出張所 | 西新宿4-33-7 | |

◆時間はいずれも、午前8時30分~午後8時です。

○持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。**印鑑は不要です。**

また、都内の他区市町村から転入された方は、「**選挙用住民票**」等が必要となる場合があります【詳しくは**1面**「投票できる方」を参照】。

○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

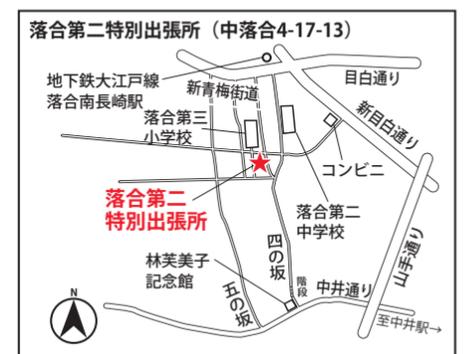
ただし、投票日当日(7月5日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【詳しくは**4面**を参照】

○新型コロナウイルス感染症に対する対策はとられていますか？

投票日当日の投票所と同様に、期日前投票所においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。投票される皆様にも、ご協力をよろしくお願いいたします。【詳しくは**3面**を参照】

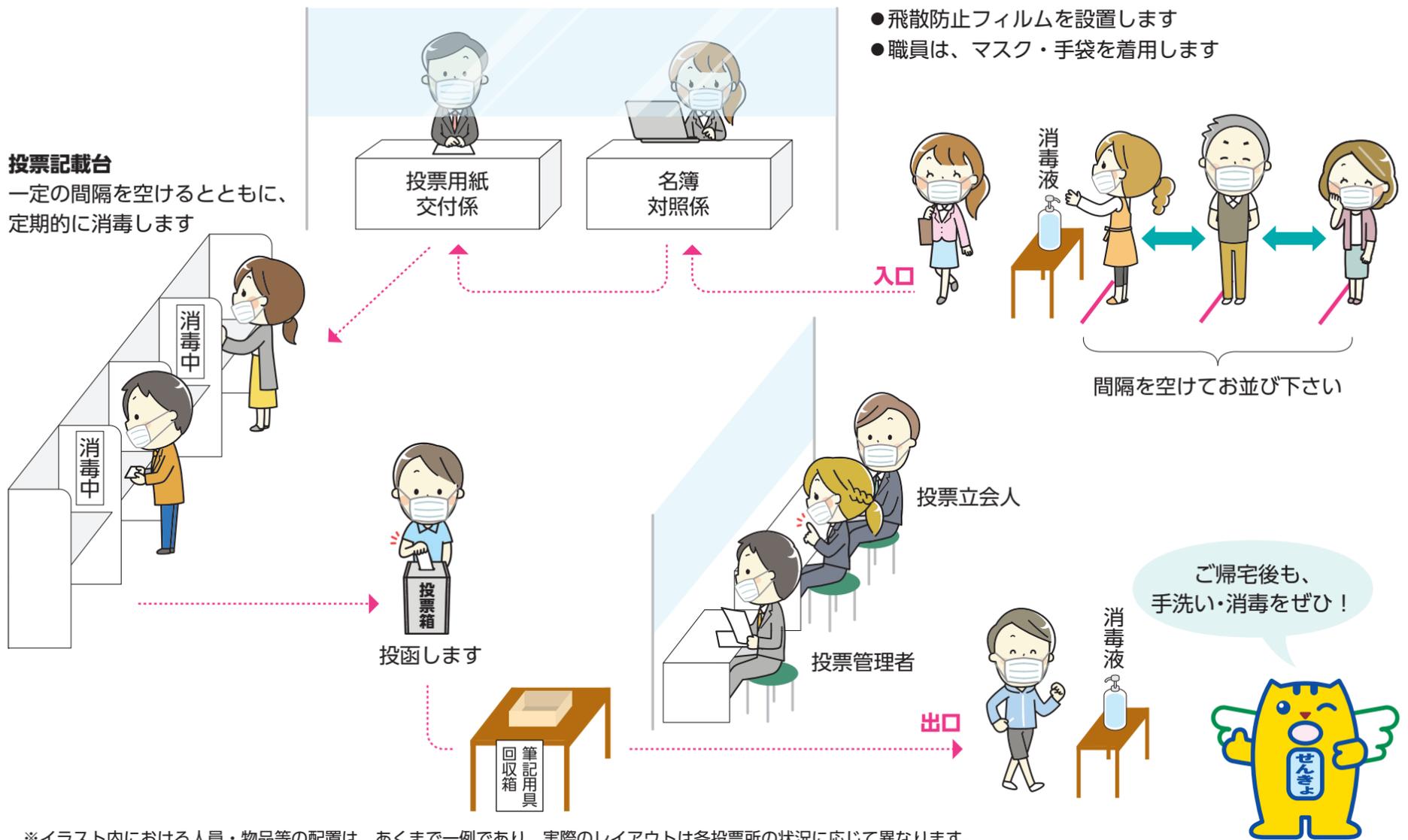


投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスク及び手袋を着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆をお渡しします(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただいても構いません)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票用紙への記載場所は、一定の間隔を空けて、他の有権者との距離を確保します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 特設ホームページには「前回(平成28年)の東京都知事選挙及び昨年の参議院議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の東京都知事選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。



※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします

- ご来場の際は、可能な限り**マスク**の着用をお願いします。
- ご来場の際の手指の**アルコール消毒**、投票所内の**咳エチケット**にご協力ください。*1
- ご自身で**鉛筆・シャープペンシル**をご持参いただいても構いません。*2
- お並びいただく際は、**一定の間隔**を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- **期日前投票**を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ**投票所整理券の裏面**にある「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」のご記入をお願いします。

*1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。

*2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂できており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

旅行地・転出先での不在者投票

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**6月19日(金)～7月4日(土)**です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

(1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※区内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

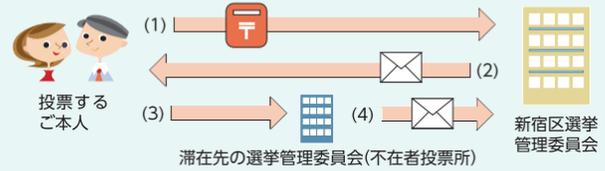
(2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月18日(木)以降に(19日(金)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。

(3) 滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月5日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和2年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

身体の不自由な方には

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目が不自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

指定病院等に入院・入所している方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 慶應義塾大学病院 | 特別養護老人ホーム 新宿けやき園 |
| 大久保病院 | 特別養護老人ホーム マザアス新宿 |
| 東京新宿メディカルセンター | 特別養護老人ホーム 神楽坂 |
| 東京女子医科大学病院 | 特別養護老人ホーム もみの樹園 |
| 国立国際医療研究センター | 特別養護老人ホーム みさよほうす富久 |
| 東京山手メディカルセンター | 有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館 |
| 目白病院 | 有料老人ホーム グランダ哲学堂公園 |
| 聖母病院 | 有料老人ホーム せらび新宿 |
| 東京医科大学病院 | 有料老人ホーム ねむの木 |
| 春山記念病院 | 有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑 |
| 林外科病院 | 有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町 |
| 特別養護老人ホーム 原町ホーム | 介護老人保健施設 デンマークイン新宿 |
| 特別養護老人ホーム 聖母ホーム | 介護老人保健施設 マイウェイ四谷 |
| 養護老人ホーム 聖母ホーム | 介護老人保健施設 フォレスト西早稲田 |
| 北山伏特別養護老人ホーム あかね苑 | 指定障害者支援施設 新宿けやき園 |
| 北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑 | |

郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月1日(水)まで(※)に不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

| 手帳の種類等 | 内容 | 等級等 |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹・移動機能の障害 | 1級・2級 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害 | 1級・3級 |
| | 免疫・肝臓の障害 | 1級～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障害 | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害 | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護5 |

※請求期限(7月1日(水))を過ぎてからは、今回の東京都知事選挙の投票用紙等は請求できません。お早めにお手続きしてください。

投票所への移動に関する支援

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の難病等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
➔障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
➔介護保険課給付係 ☎(5273)4176・☎(3209)6010
- ◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
➔地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

選挙公報を配布します

7月3日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらでも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>)でも選挙公報がご覧になれます。公開は6月20日以降の予定です。新宿区のホームページからもご覧になれます。

投票・開票速報

開票は7月5日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

なお、東京都全体の投票結果については東京都選挙管理委員会のホームページをご覧ください。